

・ショートステイ「佐久だいら」重要事項説明書

(介護予防短期入所生活介護)

1. 事業主の概要

名称 社会福祉法人 山 栄 会
代表者名 理事長 山崎 俊比古
所在地・連絡先 佐久市常田字東池下77-1
電 話0267(67)7654
FAX0267(66)1199

2. 事業所名称及び事業所番号

事業所名 ショートステイ「佐久だいら」
所在地・連絡先 小諸市大字市字藤塚338-3
電 話0267(24)7654
FAX0267(24)7655
事業所番号 2070800582
管理者の氏名 古越 教也

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、要支援・要介護状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう適切な介護予防短期入所生活介護サービスを提供する事を目的とする。

(2) 運営方針

1. 当事業所において提供する、介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個々に介護予防短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
3. 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村や地域の保険・医療・福祉関係者等との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 介護予防サービス支援計画が作成されている場合には、当該計画に沿った介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

4. 事業所の概要 (ショートステイ「佐久だいら」)

構造等

敷地面積 2,290.20㎡
建物構造 鉄骨平屋立て
延べ床面積 786.5㎡
利用定員 24名 (全室個室)
居室面積 10.75㎡

5. 営業日等

営業日 年中無休
受付時間 8時30分～17時30分

6. 事業所の職員体制

職 種

所 長	1 名	業務の一元的な管理
医 師	1 名	健康相談
生活相談員	1 名	生活指導及び相談
看護職員	1 名	健康管理
介護職員	3 : 1 名	介護業務
機能訓練指導員	1 名	機能回復訓練の指導
栄養士	1 名	栄養管理

7. 職員の勤務体制

職 種

所 長	正規の勤務時間帯 8 : 30 ~ 17 : 30
医 師	月に 1 回 (原則として第 2 火曜日)
生活相談員	正規の勤務時間帯 8 : 30 ~ 17 : 30
看護職員	日勤 8 : 30 ~ 17 : 30
介護職員	早出 7 : 00 ~ 16 : 00 日勤 8 : 30 ~ 17 : 30 遅出 11 : 00 ~ 20 : 00 夜勤 17 : 00 ~ 9 : 00
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 8 : 30 ~ 17 : 30
栄養士	正規の勤務時間帯 8 : 30 ~ 17 : 30

8. サービスの内容

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

・食 事

利用者に合った食事(刻み、粥、ミキサー対応など)を提供できるように配慮し、自力摂取が難しい方には介助を行います。

・入 浴

入浴日は基本的に1週間に2回です。但し、状態に応じて清拭(身体をベット上で拭きます)となる事があります。寝たきりの方につきましても、特別浴(シャワー式)で寝たまま入浴が出来ます

・排 泄

自立を促す為に、利用者の身体能力を最大限活かした援助を行います。

・機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持や回復の為にストレッチや歩行練習を行います。

・健康管理

医師や看護職員が行います。(医師は嘱託医ですので毎月第2火曜日です)

・相談・援助

利用者やご家族から相談を受けた場合には必要な助言などを行います。

・送 迎

ご希望があれば事業所とご自宅の間で行いますが、9:30(ご自宅着)~17:00(事業所着)迄の対応となります。それ以外の時間帯をご希望の場合はご家族対応でご了承ください。ご家族でお迎えの場合には19:00迄でお願いします。

尚、お迎えに伺った際に、発熱・嘔吐などの感染性疾患の疑いがある場合、他の利用者の安全の確保の為、入所を中止する事があります。

- ・その他自立への支援

寝たきり防止の為、出来るだけ離床に配慮します。生活のリズムを考慮し清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

※入浴や排せつなど、利用者のプライバシーに配慮した援助を行います。

(2) 介護保険の給付の対象にならないサービス

- ・食費

利用者に提供する食事の材料費及び調理費に掛かる費用です。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

食事時間は次の通りです。

朝食 7:30～、昼食 12:00～、おやつ 15:00～、夕食 18:00～

尚、6:00、10:00、19:00には、お茶の時間を設けてあります。

- ・居室の提供（滞在費）

この施設及び設備を利用し滞在するにあたり光熱水相当額及び室料をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された滞在費の金額（1日あたり）のご負担となります。

- ・日常生活上必要となる諸費用実費

洗濯はご家族での対応をお願いします。排泄の失敗による汚れや食べこぼし等の汚れについては当施設にて洗濯します。着替え等で出た洗濯物は別に保管しますが、希望によりクリーニング店との契約によりクリーニング店に対応していただけます。他電気料等についても別紙料金表の通りとします。

9. 料金について

原則として料金の1割（記載されているのが1割分です）が利用者の負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、料金表の利用料金全額を、お支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えに、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。又、短期入所の利用限度日数を超える場合は介護保険適用外になり、別料金となります。

【料金表】（自己負担額）

	要支援1	要支援2
基本単位	479	596
療養食加算	8単位/回（1日に3回を限度）	
送迎加算	片道：184 往復：368	
口腔連携強化加算	+50単位/回（1月に1回を限度）	
生活性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位（1月に100単位を加算）	
生活性向上推進体制加算（Ⅱ）	100単位（1月に10単位を加算）	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	（基本単位＋加算）×利用日数×13.6%	

介護保険による従来型個室(1日につき)

*送迎加算は、利用者のみです。

実費負担分(1日につき)

食 費	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
朝食		¥404		¥540
昼食 (おやつ含)		¥584		¥650
夕食		¥404		¥540

居 室 費	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
普通個室	¥320	¥420	¥820	¥1,270
トイレ付個室				¥1,420

※ 食事代は1食ごとにご請求しますが、欠食の受付は欠食される日の前日、午後5時までにお願ひします。ご連絡が無い又は遅れた場合は、料金が発生します。

※ 自費利用になる場合は、第4段階でご請求します。

※ 空いている居室をご利用いただきますので、部屋を選ぶことには対応できません。

※ 「介護保険負担限度額認定証」の提出はご利用月の末日までにお願ひします。認定を受けていても、提出がない場合には、第4段階でご請求します。

・キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記の通りキャンセル料をいただく場合があります。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前々日キャンセル	¥3,500×0.5 (¥1,750-)
利用日の前日のキャンセル	¥3,500×0.8 (¥2,800-)
当日のキャンセル	¥3,500×1.0 (¥3,500-)

・利用料金のお支払い方法

お支払い方法は、**①自動引き落とし**（八十二銀行のみ）**②振込み****③現金払い**のいずれかとなります。振込先は請求書に記載しておりますのでご参照ください。

毎月末日で締めますので翌月25日までにお支払いください。

・介護保険負担限度額認定証について

介護保険負担限度額認定証の確認がご利用月の末日に確認できない場合、第4段階で清算させていただきます。

・外泊で部屋を確保する場合（その他荷物を置いたままにする場合）は、居室代をいただきます。尚、入院により部屋を確保する場合には、60日間を限度とします。

例) 2泊3日の場合、外出する日と帰所した日は介護保険が適用されるので、中間の期間は居室代が発生します。又、利用者が入院となった場合、入院日の翌日から居室に荷物を置いたままの状態にしてある時には居室代が発生します。尚、居室代は、入所されている部屋により¥1,210又は¥1,360となります。

苦情等相談窓口

・サービスに関する苦情・相談については以下の窓口で対応する。

苦情受付窓口 生活相談員：小林 綾乃 ・ 木内 里香
主 任：高橋 良典 ・ 茂木 雄大

苦情責任者 所 長：古越 教也

ご利用時間 月曜～金曜 8：30～17：00

電 話 0267（24）7654

苦 情 箱 玄関脇に設置

- ・ 公的機関についても申し出、相談が出来ます。

小諸市高齢福祉課 0 2 6 7 - 2 2 - 1 7 0 0

長野県国民健康保険団体連合会 0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 5 0

1 1. 非常災害時の対策

非常災害、その他の事態に備え、常に関係機関と連絡をはかり、対処方法について予め、消防計画等をたて、また、年2回訓練を行う。

1 2. 緊急時及び事故発生時における対応方法

入所中に病状の急変その他緊急事態発生した場合は、速やかに当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡し、適切な措置を講じ、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

- ・ 協力医療機関等

① 浅間総合病院 佐久市岩村田 1 8 6 2 - 1

② くろさわ病院 佐久市中込 3 丁目 1 5 番地 6

③ 浅間南麓こもろ医療センター 小諸市与良町 3 - 3 - 2 1

- ・ 病状の急変などの身体的要因で発作や心肺停止などの状態を発見した場合直ちに緊急対応を行います。当施設に於いては医療行為が一切出来かねるため、救急車で救急病院への搬送となります。
- ・ ショートステイは自立支援が目的であり、ご本人の意思による行動の制限は可能な限り行いません。昼夜を問わず、トイレに行く等ご本人の意思により行動し職員が付き添えない場合もあり、その際に転倒や転落等の危険があります事をご承知ください。又、義歯や補聴器、眼鏡等もご本人の意思による行動で、破損・紛失の危険がある事をご承知ください。

1 3. 施設の利用に当たっての留意事項

- ・ 面 会

面会時間 1 1 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

来訪者は面会時間を遵守し、その都度職員に届け出てください

- ・ 外 出

外出の際は、必ず行く先と戻られる時間を職員に届け出てください

- ・ 居室、設備、器具の利用

事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

- ・ 喫 煙

決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。

- ・ 迷惑行為等

騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

- ・ 所持金等の管理

所持金は、原則自己で管理をお願いします。

- ・ 宗教活動、政治活動

施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

- ・ 動物の飼育

施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りいたします。

・持ち込みについて

原則飲食物の持ち込みはご遠慮ください。責任を負いかねます。面会時にお持ちいただいた物は居室にて面会者と利用者のみでお召し上がりいただき、居室には残さずにお持ち帰りください。

・記名について

お持ちいただく所持品には記名をお願いします。万一、紛失しても責任を負いかねます。(記名が無い所持品には施設で記名いたします)

1 4. 秘密保持

施設の職員は、業務上知り得た利用者及び家族の情報は秘密を保持する。尚、この守秘義務は、契約終了後も同様である。

1 5. 虐待の防止

利用者等の人権擁護および虐待の発生または再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 古越 教也
-------------	----------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針を整備しています。

④ 従業者に対して、虐待の防止を啓発および普及するために定期的な研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居者等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政または担当包括に通報します。

1 6. 身体的拘束の適正化

① 原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる際は、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げる（ア）～（ウ）の要件をすべて満たすときは、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び状態等についての記録を行います。

（ア） 切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

（イ） 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合。

（ウ） 一時性：利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解ける場合。

② 身体拘束をなくすための取り組みとして定期的な委員会の開催と従業者に対しての研修会等を開催しています。

17. 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護のサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保

業務の効率化、介護サービスの質の向上及びその他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者本人の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方法を検討するための委員会を設置し定期的に開催します（令和9年3月31日までは努力義務のため、早期設置・開催に向けて検討を行います）

19. （その他）福祉サービス第三者評価事業の受審状況

受審なし

附 則

- ・この規程は、平成18年11月20日から施行する。
- ・平成24年4月1日 施行
「9. 料金について」を介護報酬改訂に伴い内容変更。
- ・平成24年11月1日 施行
厚生労働省通知により、食費計算を1食ごとに設定する。
- ・平成27年4月1日 施行
「9. 料金について」を介護報酬改訂に伴い内容変更。
- ・令和元年10月1日 施行
「消費税法改定に伴う利用料金の改定・特定処遇改善加算追加」に伴い変更。
- ・令和3年8月1日 施行
「介護保険施設における負担限度額の変更」に伴い、ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変更。
- ・令和6年4月1日 施行
「9.料金について」の内容を介護報酬改訂に伴い内容変更。
- ・令和6年6月1日 施行
「9.料金について」の内容を介護報酬改訂に伴い内容変更。
- ・令和7年1月1日 施行
「15.虐待の防止～18.利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保」の項を追加

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護 ショートステイ佐久だいら

説明者 氏名 古越 教也 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）住 所
氏 名 印

保証人（代理人）住 所
氏 名 印